

大阪府における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定に関する基本的な考え方について（答申）

平成28年9月16日

大阪府男女共同参画審議会

目 次

	(頁)
I はじめに	1
II 配偶者からの暴力の防止等に関する現状について	2
III 大阪府における新たな配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する 基本計画の策定に関する基本的な考え方について	6
1 計画の目標	6
2 計画期間	6
3 数値目標	6
4 施策の基本的方向と次期基本計画を策定するにあたっての考え方	6
5 その他	12
IV おわりに	13
参考資料	14

大阪府における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定に関する基本的な考え方について（答申）

I はじめに

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

府は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づき、平成17年に「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定して以降、関係行政機関、民間団体と連携を図りながら、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に向けた取組を推進するとともに、基本計画についても見直しを続けてきました。

平成28年7月4日、本審議会は大阪府知事から「大阪府における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定に関する基本的な考え方について」諮問を受けました。現行計画における取組や現状についての議論を経て、より充実した計画策定に向け審議を重ね、この度「大阪府における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定に関する基本的な考え方について」答申を取りまとめました。

この答申が府の新たな配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定に最大限反映され、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に向けた取組が進むよう期待します。

Ⅱ 配偶者からの暴力の防止等に関する現状について

1 府における配偶者からの暴力の状況

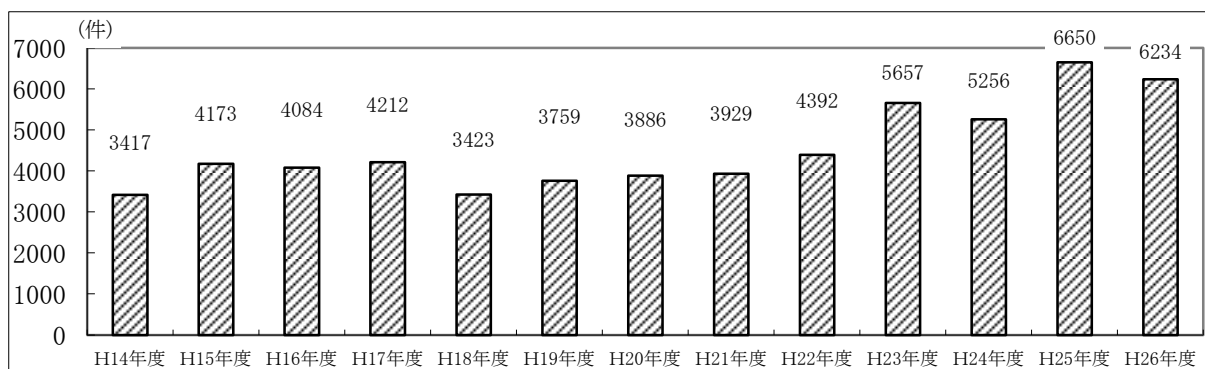
(1) 配偶者からの暴力の相談等の状況

① 府配偶者暴力相談支援センターの相談状況

府では、配偶者暴力防止法に基づき、女性相談センター及び府内の6か所の子ども家庭センターに府支援センターを設置し、相談などの被害者支援を行っています。

府支援センターが設置された平成14年度の被害者本人からの相談は3,417件でしたが、平成26年度には6,234件となっています。

府支援センターで受けた相談件数（本人からの相談件数）

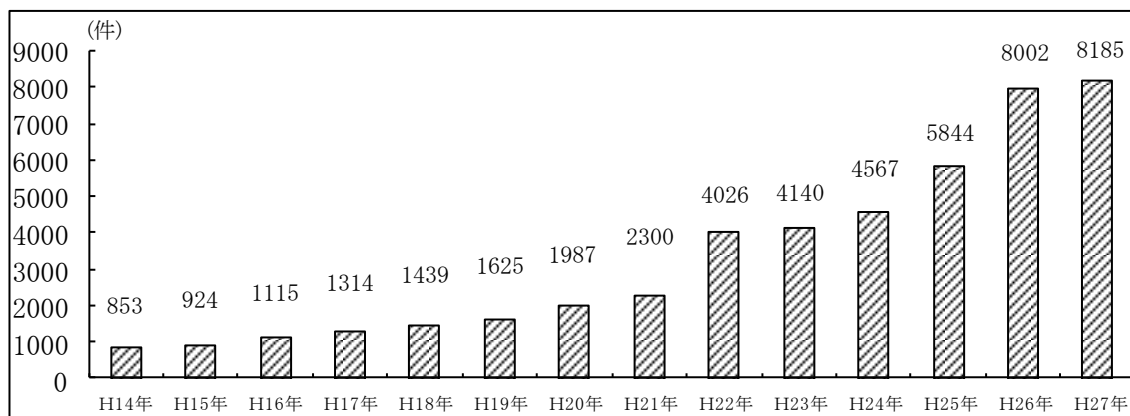


資料出所：内閣府配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査

② 警察の相談状況

平成14年に、警察が受理した配偶者からの暴力に関する相談件数は853件でしたが、その後毎年増加を続け、平成22年には4,026件となりました。さらに、その後増加し、平成27年には約2倍の8,185件となっています。

大阪府警察で受理した相談件数

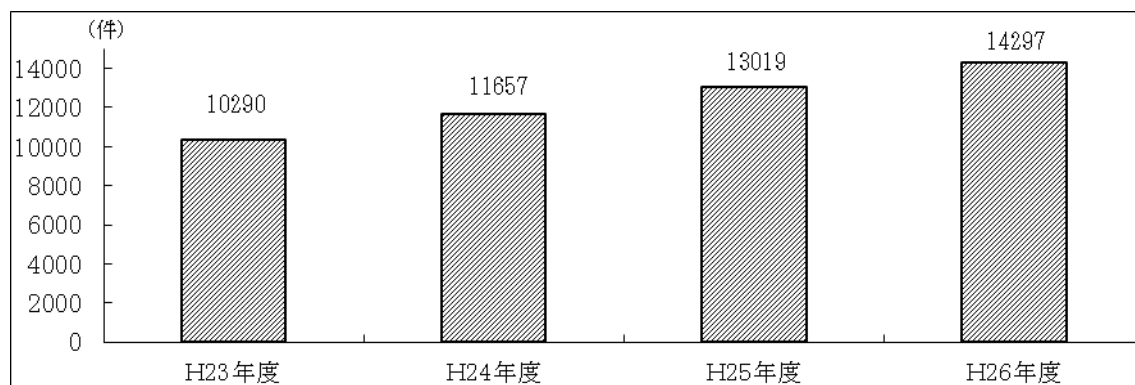


(注) 府警察の集計は、1月～12月の年次集計

資料出所：大阪府警察本部調べ

③ 市町村の相談状況

府内市町村における配偶者等からの暴力に関する相談件数は、平成 23 年度は 10,290 件で、平成 26 年度は 14,297 件と増加しています。

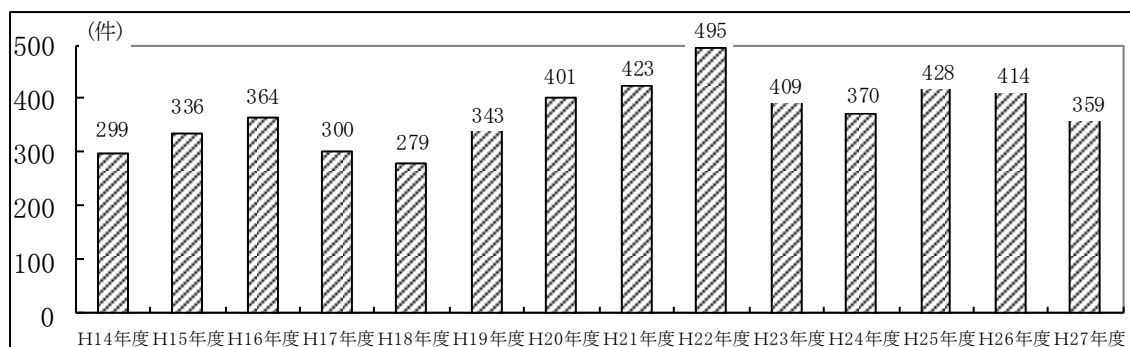


資料出所：大阪府福祉部子ども室家庭支援課調べ

(2) 一時保護の状況

一時保護の件数は、平成 18 年度には 279 件にまで減少しました。その後、再び増加を続け、平成 22 年度には 495 件となりましたが、平成 27 年度は 359 件となっています。

配偶者からの暴力を原因とする一時保護件数



資料出所：大阪府女性相談センター調べ

(3) 大阪地方裁判所管内における保護命令の状況

大阪地方裁判所管内で保護命令が発令された件数は、配偶者暴力防止法が施行された平成13年10月から平成28年3月末までに合計3,419件で、全国で最多となっています。

配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等（平成13年10月～平成28年3月末）

新受 件数	既済 件数	認容（保護命 令発令）件数	却下	取下げ等
4,033	4,020	3,419	109	492

【保護命令発令件数の内訳】

認容（保護命 令発令）件数	(1) 被害者に関する保護命令のみ発令された場合					
	① 接近禁止命 令・退去命 令・電話等禁 止命令	② 接近禁止命 令・退去命令	③ 接近禁止命 令・電話等禁 止命令	④ 接近禁止命令 のみ	⑤ 退去命令のみ	⑥ 電話等禁止命 令（事後発令）
3,419	265	357	330	519	5	0

(2) 「子への接近禁止命令」及び「親族等への接近禁止命令」が同時に発令された場合		(3) 「子への接近禁止命令」が発令された場合（(2)以外）		(4) 「親族等への接近禁止命令」が発令された場合（(2)以外）	
① 被害者への接 近禁止命令と 同時	② 事後的な子へ の接近禁止命 令及び親族等 への接近禁止 命令の同時発 令	① 被害者への接 近禁止命令と 同時	② 事後的な子へ の接近禁止命 令	① 被害者への接 近禁止命令と 同時	② 事後的な親族 等への接近禁 止命令
179	0	1,632	6	120	6

【参考】保護命令発令件数の状況

[平成13年10月～平成28年3月末（累計）]

1 大阪府（3,419件） 2 北海道（1,739件） 3 東京都（1,561件）

[平成27年]

1 大阪府（287件） 2 北海道（118件） 3 兵庫県（107件）

資料出所：最高裁判所調べ

(4) 配偶者等からの暴力（DV）を受けた経験

平成26年度の府民意識調査によると、配偶者等から身体的暴力を受けた経験がある人の割合は18.5%（女性21.2%、男性15.0%）、精神的暴力を受けた経験がある人の割合は23.3%（女性22.8%、男性23.8%）、性的暴力を受けた経験がある人の割合は9.1%（女性13.3%、男性3.8%）となっています。

2 現行の基本計画記載の数値目標の進捗状況

項目	現行基本計画 策定時	進捗状況 (最新値)	目標値
夫婦間における「平手で打つ」、 「なぐるふりをしておどす」 を暴力として認識する府民の割合	「平手で打つ」 56.3% (H16) 「なぐるふりをしておどす」 48.4% (H16)	「平手で打つ」 69.3% (H26) 「なぐるふりをしておどす」 63.0% (H26)	100% (H28)
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の認知度	—	59.7% (H28)	100% (H28)
配偶者暴力相談支援センターの周知度	21.6% (H21)	16.4% (H26)	50% (H28)
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画策定市町村数	13市町村 (H23)	39市町村 (H28)	35市町村 (H28)
市町村における配偶者暴力相談支援センター数	2か所 (H23)	5か所 (H28)	6か所 (H28)

Ⅲ 大阪府における新たな配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定に関する基本的な考え方について

本審議会では、配偶者等からの暴力の防止等に関する現状等を踏まえ、大阪府における新たな「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の策定に関して、次のとおり、基本的な考え方をお示しします。

1 計画の目標

配偶者等からの暴力を防止するとともに、暴力の被害者が適切な保護や支援を受け、自立し安心して暮らすことのできる社会、及び、計画に基づく諸施策を推進することを通じて人権尊重に対する意識を社会に浸透させ、男女共同参画社会の実現をめざすものが望ましいと考えます。

2 計画期間

昨今、社会経済情勢は急速に変化しており、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等をめぐる様々な課題に的確に対応していくため、次期基本計画の計画期間はおおむね5年間とし、取組を進めていくことが望ましいと考えます。

3 数値目標

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の現状等を府民にわかりやすく示すため、現行計画では5つの数値目標を設定しています。

次期基本計画では、現状や課題、施策の到達点をこれまで以上にわかりやすく府民に示していくため、より具体的な数値目標を設定することが望ましいと考えます。

4 施策の基本的方向と次期基本計画を策定するにあたっての考え方

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律は、平成25年に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とされることが追加されましたが、現時点ではそれ以外の法令改正など大きな動きは予定されていません。

そのため、次期基本計画については、引き続き、現行計画の大枠（施策の基本的方向）は維持しつつ、現状等を踏まえ、以下にその策定にあたっての考え方を示します。

一 配偶者からの暴力を許さない府民意識の醸成

(1) 配偶者からの暴力の防止に関する啓発

○府民への啓発について

府民が配偶者暴力防止法の趣旨や制度を知り、身近な問題として考えるきっかけとなるよう、また、配偶者等からの暴力に関する相談窓口の周知につながるよう、民間企業やNPO法人等の協力を得ながら、これまで以上に普及啓発を実施していくことが必要と考えます。その際、配偶者等への暴力は人権侵害であり、犯罪にもなる、という意識を改めて府民に醸成していくことが必要と考えます。そして、SNSなどのコミュニケーションツールを悪用し、保護されている方を探そうとする最近の事例や課題についても、府民に情報提供していくことを検討することが必要と考えます。

○医療・保健関係者への周知について

「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」(平成24年3月策定)についてより一層の周知に努めるとともに、マニュアル改訂について検討することが必要と考えます。改訂にあたっては、より分かりやすいマニュアルとなるよう工夫することや定期的にマニュアルの研修を行うことなどについても検討することが必要と考えます。

なお、場合によっては、配偶者等への暴力行為は医療的な対応も含めて支援できることがあることを医療・保健関係者、特に精神科医や臨床心理士の方に伝えていくことを検討することが必要と考えます。

○福祉・教育関係者への周知について

福祉・教育関係者全般がDVについて理解を深めていただけるよう、より一層周知に努めることが求められます。中でも地域福祉を担う民生委員・児童委員は医療・保健関係者と同様、配偶者等からの暴力による被害者を発見しやすい立場にあること、社会福祉協議会の関係者は子ども、高齢者、障がい者など幅広く対応していることから、これら関係者に対しても配偶者等からの暴力の特性などについて周知に努めることが必要と考えます。また、スクールカウンセラーだけでなく、スクールソーシャルワーカーに対しても周知に努めることが必要と考えます。

○暴力を予防・防止するための啓発・教育について

子どもの人権尊重やエンパワメントを図る教育・学習の充実を通して、暴力によらずに問題を解決する方法を身につけることができるよう、府教育庁では「子どもエンパワメント支援指導事例集」を作成し、活用を指導助言しています。

学校現場ではデートDV防止についての啓発が行なわれていますが、基本的に

はパートナーシップとは支配、被支配の関係ではなく対等な関係であることや、暴力に頼らないコミュニケーションの取り方などについて教育・啓発することについて検討することが必要と考えます。

また、「教職員向けDV被害者対応マニュアル」（平成25年3月策定）のより一層の周知に努めるとともに、マニュアル改訂を検討することが必要と考えます。その改訂にあたっては、より分かりやすいマニュアルとなるよう工夫することや定期的にマニュアルの研修を行うことなどについても検討することが必要と考えます。

なお、子ども向けの教育・啓発にあたっては、学校教育関係者に周知を依頼するだけでなく、出張授業を実施している弁護士会など民間団体と連携しながら、子どもたちに直接働きかける機会を確保するよう検討することも必要と考えます。

○上記以外について

労働者が職場（企業等）内でストレスを抱え、そのストレスが家庭内で配偶者や子どもへの暴力に転化している場合もあることから、例えば、職場（企業等）内において、労働者のストレスに関する管理職向け研修や配偶者暴力に関する研修を行うことなど、配偶者からの暴力の発生抑止に向けた取組が進むよう、企業等に働きかけていくことを検討することが必要と考えます。

二 安心して相談できる体制の充実

（1）府支援センター・警察における相談体制

○警察における相談対応について

相談にあたっては、被害者の負担を軽減し、かつ二次的被害が生じることのないよう女性警察職員による相談対応や被害者が加害者と遭遇しないような相談の実施など被害者が相談しやすいような環境の整備に引き続き努めることが必要と考えます。また、府内各署において、署員に対して配偶者からの暴力に関する基本的事項や対応についての研修を引き続き、実施していくことも必要と考えます。

（2）市町村における相談体制

○身近な地域における相談窓口の充実支援について

府では、市町村が被害者支援の窓口としての機能を発揮できるよう市町村相談担当者を対象とした研修を実施するとともに、困難な事案への対応等について市町村のブロック会議等において研修を行うなど、市町村の相談業務を支援しています。その際、同和問題等により困難な状況に置かれていることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることを十分に踏まえて対応することの必要性についても研修する必要があると考えます。

○市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進について

府では各種会議や研修等を通じて、配偶者暴力相談支援センターの運営に必要な情報や専門的知識の提供、技術的な助言等を行うことにより、市町村における配偶者暴力相談支援センター設置に向けて支援していますが、さらなる設置促進の取組が必要と考えます。

また、平成26年度に行った府民意識調査結果では、配偶者暴力相談支援センターが知られていないこと等から、例えば、配偶者暴力相談支援センターに愛称を付けるなどし、周知度向上を図るなどの取組についても検討することが必要と考えます。

(3) 被害者の状況に配慮した相談機能の充実

○子どもへの対応について

子どもへの虐待の背景にはその母親への暴力があるケースがあり、子どもへの虐待を通じて母親がDV被害を受けていることが判明し、女性の保護に繋がるケースがあることから、今後とも児童相談所関係者にDVについての理解を深めていただき、子どもから発見した兆候を支援センターに連絡・対応するなどの連携を図っていくことが必要と考えます。

○障がい者、高齢者への配慮について

最近では、精神的疾患などをもち、障がい者であり、かつ高齢者でもあるといった複合的な課題を持つ被害者もみられます。府では市町村相談担当者を対象とした研修を実施していますが、このような複合的な課題を持つ被害者にも対応できるよう、研修内容を工夫する必要があると考えます。

○外国人への配慮について

日本語による意思疎通が困難な外国人に対して、母国語による相談ができるよう、必要に応じて通訳者を確保して対応したり、トリオホンによる電話相談を行っていますが、例えば、国際交流担当職員とDV担当職員間で合同研修会を行い、問題意識を共有していくことなども検討する必要があると考えます。

○男性への対応について

本年7月から開始した電話による男性相談は加害者となりがちな男性に対する数少ない窓口であり、今後も引き続き窓口を設置しておく必要があると考えます。

また、本年3月、「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書が公表されましたが、この報告書に基づく国の動向等も注視しながら、男性被害者はもとより男性加害者への対応も視野に入れた男性相談のあり方について検討する必要があります。

○上記以外について

いわゆるLGBTの方に対する相談上の配慮についても、国の動向や他都道府県の事例等を注視しながら、検討する必要があると考えます。

また、相談窓口の設置が特にデートDV被害の防止には重要であることから、学校内におけるスクールセクシャルハラスメント対応窓口設置の取組をより一層推進していくことが必要と考えます。

そして、被害者が支援を求めようとする際、今後の見通しについての情報がないと最初の第一歩が踏み出せないことが考えられます。中でも、離婚を考えている場合などは法律的な支援が必要な場合も考えられます。そのため、例えば弁護士会の無料電話相談などのサービスについて、より一層の周知を図っていくことが求められると考えます。その周知にあたっては、「女性に対する暴力をなくす運動」期間のキャンペーンにあわせて周知していくことなど、広報の工夫も必要と考えます。

なお、相談員など被害者の支援に直接携わる職員については、その職務の特性から、職務遂行の過程で心身の健康が損なわれることがあるため、こうしたことのないよう、職場研修や専門的立場からの助言などを行なうことが必要と考えます。

三 緊急かつ安全な保護の実施

(1) 一時保護に係る体制の充実

府域を越えて一時保護がなされる場合など広域的な対応が求められる場合があることなども踏まえ、広域連携を進める中で課題や問題意識の共有を図っていくことも重要と考えます。

(2) 保護命令への対応

○保護命令に対する適切な対応について

府支援センターは、保護命令制度の利用について適切、円滑に対応できるよう、今後も警察、裁判所と緊密に連携していくことが重要と考えます。

○子どもへの安全の確保について

子どもへの安全確保に関連して、保護命令の対象には子どもとともに高齢親族も含まれている事例が見られます。そのため、高齢親族などの安全確保や情報管理についても関係者に対し、周知に努める必要があると考えます。

四 自立への支援の充実

(1) 継続的な自立支援の実施

○生活に関する支援について

NPOの方々を中心となり、行政の手が届きにくい、被害者が地域に根付いていくためのきめ細かい支援を行っている事例があります。今後、このような支援を行う団体の協力も得ながら、生活に関する支援を充実させるよう検討することが必要と考えます。

○住宅の確保に関する支援について

府営住宅以外の公営住宅についても、配偶者暴力防止法等の趣旨を踏まえ、住戸の確保や生活を始める際の支援などについて、引き続き、市町村に働きかけていくことが必要と考えます。

○子どもへの支援について

配偶者等からの暴力のために心理的な影響等を受けた子どもの学校生活を支援するため、スクールカウンセラーを活用し、子どもの心理的サポートを行っていますが、児童相談所やスクールソーシャルワーカーなどとも連携しながら、子どもへの支援を行うことが必要と考えます。

○被害者等に係る情報の保護について

先般、いわゆるマイナンバー制度が導入され、被害者等の支援を行う関係機関は情報管理の徹底がさらに求められています。引き続き、マイナンバーを含む被害者を探す手立てになりうる情報の管理について、被害者支援に携わる者は細心の注意をもって情報管理に努めるよう周知に努めることが必要と考えます。

五 関係機関、団体等との連携の促進等

(1) 関係機関による連携体制の強化について

被害者の保護及び自立支援を円滑に進めるためには、府や市町村その他の関係機関が共通認識を持ち、相談、保護、自立支援など様々な段階において連携して被害者支援に取り組む必要があります。関係機関は会議等を通じて連携を図っていますが、個別の相談ケースにおいても適切に連携を図っていくことが必要と考えます。

また、府域を越えて一時保護がなされる場合など広域的な対応が求められる場合があることなども踏まえ、広域連携を進める中で課題や問題意識の共有を図っていくことも重要と考えます。

(2) 市町村基本計画の策定と市町村支援について

府は、市町村に対し、配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画の策定が促進されるよう、必要な助言や情報提供などの働きかけを行っているところですが、府内全市町村が基本計画を策定するよう、引き続き、働きかけることが必要と考えます。

また、DVから虐待に繋がらないよう取組を進めている先進的な事例など、市町村の新たな取組を収集して市町村に情報提供し、市町村の取組を支援することも必要と考えます。

(3) 民間団体との連携

現在、一時保護の実施にあたっては、民間シェルターにも委託していますが、引き続き、民間シェルターへの委託など、民間団体との連携に努めることが必要と考えます。

(4) 苦情への適切な対応

引き続き、苦情申出を受けた時は苦情の内容を誠実に受け止め、適切かつ迅速に対応し、業務改善に努めることが重要と考えます。

(5) 調査研究の推進等について

配偶者からの暴力の加害者への対応については、本年3月、「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書が公表されましたが、この報告書に基づく国の動向等も注視しながら、男性被害者はもとより男性加害者への対応も視野に入れた男性相談のあり方について検討する必要があります。

その際には、女性に対する暴力をなくすために、男性が主体となって取り組む世界的な運動である「ホワイトリボンキャンペーン」など、男性が加害者とならない取組を進める団体等から、情報収集を進めることも必要と考えます。

5 その他

新たな計画を策定する際、計画のタイトルを、配偶者「等」からの暴力の防止、とするなど、デートDVなどの交際相手からの暴力も計画対象としていることがわかるよう、検討することが必要と考えます。

また、被害から支援までの対応の一連の流れがわかるようなフロー図のようなもの、例えば、被害者から警察、医療機関、婦人相談所に連絡が入り、その後の対応、連絡、支援への流れの全体図があれば、府民にとってよい分かりやすい計画になるのではないかと考えます。

IV おわりに

本答申をまとめるにあたり、本審議会では、検討するための部会を設置し、集中的に議論を重ねました。現時点では、配偶者暴力防止法改正などの大きな動きは予定されていないことから、現行計画の構成立てを基本に、盛り込むべき視点や充実させるべき事項などを中心に議論を重ねてきました。

現在、国は「女性の活躍」を、国を挙げての取組として推進しています。特に、昨年度は女性活躍推進法の成立や第4次男女共同参画計画の策定など「女性の活躍」に向けて大きく動き出した1年であったと思います。

一方、同年に初めて策定された「女性活躍重点方針2015」や今年の「重点方針2016」では、「配偶者からの暴力をはじめとする女性に対する暴力の根絶」に関する施策を「女性活躍のための環境整備」として位置付けており、「配偶者からの暴力の防止」は「女性の活躍」を推進するためにも必要不可欠なものと考えます。また、配偶者等からの暴力と貧困について、それぞれが原因・結果となりうることを指摘する意見もあります。

これらのことを考えますと、配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するためには、府民を含む幅広い関係者の連携・協力による不断の取組が必要と考えます。幅広い府民の皆様の協力により、大阪らしい計画が策定され、配偶者等からの暴力を許さない社会が形成されることを願っています。

参 考 资 料

(写)

男女府第1389号
平成28年7月4日

大阪府男女共同参画審議会
会 長 伊藤 公雄 様

大阪府知事 松井 一郎

大阪府男女共同参画審議会における審議について（諮問）

大阪府附属機関条例第2条の規定に基づき、大阪府における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定に関する基本的な考え方について、諮問します。

〔諮問理由〕

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではない。

大阪府では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)に基づき、平成17年11月、「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、以後、2回にわたる計画改定を経て、関係行政機関、民間団体と連携を図りながら、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に向けた取組を推進してきた。

しかしながら、大阪のDV相談件数はここ数年増加傾向にあり、被害者の保護命令件数は全国で最も多いなど深刻な状況が続いていることから、引き続き一層の取組が求められている。

また、平成28年度末で現行計画は終期となることから、これまでの施策の到達点と課題を整理するとともに、社会経済情勢の変化を踏まえ、平成29年度以降の新たな配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画を策定する必要がある。

そこで、大阪府における新たな配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定に関する基本的な考え方について、貴審議会に諮問するものである。

第9期大阪府男女共同参画審議会委員

(任期：平成26年9月1日～平成28年8月31日)

(50音順・敬称略)

あかお 赤尾	かつみ 勝己	関西大学文学部教育文化専修教授
いしくら 石蔵	ふみのぶ 文信	大阪樟蔭女子大学健康栄養学部健康栄養学科教授
いとう 伊藤	きみお 公雄	京都大学大学院文学研究科教授
うえだ 上田	りえこ 理恵子	株式会社マザーネット代表/追手門学院大学客員教授
かいとう 海東	ちひろ 千裕	株式会社高島屋人事部人事担当次長
かわぐち 川口	あきら 章	同志社大学政策学部長／教授
しぶや 渋谷	もとひろ 元宏	弁護士
なかがわ 中川	ちえみ 千恵美	大阪人間科学大学人間科学部社会福祉学科長／教授
なかた 中田	りえこ 理恵子	財団法人大阪府人権協会評議員
にしだ 西田	ひろみ 裕美	読売新聞大阪本社編集局編成部次長
むた 牟田	かずえ 和恵	大阪大学大学院人間科学研究科(社会学)教授
やまなか 山中	きょうこ 京子	大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授
よしだ 吉田	せいこ 勢子	日本労働組合総連合会大阪府連合会女性委員会事務局長

大阪府男女共同参画審議会 審議経過

<大阪府男女共同参画審議会の審議状況>

【第34回】 平成28年7月4日

- ・大阪府における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定に関する基本的な考え方について（諮問）

【第35回】 平成28年8月29日

- ・大阪府における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定に関する基本的な考え方について（答申）

<大阪府男女共同参画審議会「DV防止基本計画検討部会」の審議状況>

【第1回】 平成28年7月21日

- ・部会長の選任について
- ・大阪府における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2012-2016）に基づく取組状況について

【第2回】 平成28年8月3日

- ・大阪府における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定に関する基本的な考え方について（部会答申案）

大阪府男女共同参画審議会DV防止基本計画検討部会委員名簿

（50音順・敬称略）

いとう 伊藤	きみお 公雄	京都大学大学院文学研究科教授
しぶや 渋谷	もとひろ 元宏	弁護士
なかがわ 中川	ち え み 千恵美	大阪人間科学大学人間科学部社会福祉学科長／教授
やまなか 山中	きょうこ 京子	大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授
よしだ 吉田	せいこ 勢子	日本労働組合総連合会大阪府連合会女性委員会事務局長

（平成28年7月21日現在）